

令和3年度 NHK 歳末たすけあい募金助成要項

1 趣旨

歳末たすけあい運動は、誰もが地域社会の一員として孤立することなく、安心して新たな年を迎えることができるよう県民参加の共同募金運動の一環として実施するものです。

現在、県内では長引く新型コロナウイルス感染症の流行による地域経済への影響から生活に困窮する人々の増大が大きな問題となっており、今年の歳末たすけあい運動に寄せられた募金を活用して、非営利団体等による困窮世帯や社会的に弱い立場にある人々への支援活動を応援します。

2 助成対象団体

- (1) 社会福祉の推進を目的とする非営利の団体
- (2) 小規模離島社会福祉協議会
- (3) 児童養護施設等

3 助成額

- (1) 非営利団体
20万円以内（自己負担金は不要）
- (2) 離島社会福祉協議会
見舞金支給対象者一人につき5千円
- (3) 児童養護施設等
令和4年3月に措置解除予定児童一人につき4万円

4 助成対象事業

- (1) 非営利団体による支援活動
 - ① 生活支援活動 例：困窮世帯への食料品、生活必需品の提供など
 - ② 相談支援活動 例：DV・虐待・女性・子ども・若者相談支援等
 - ③ 居場所提供活動 例：DV、虐待被害者へのシェルター提供、社会的孤立の防止や解消のための居場所提供
 - ④ 外国ルーツ支援活動 例：福祉ニーズを持つ在住外国人のための支援活動
 - ⑤ その他緊急支援活動 例：緊急的な相談支援、生活支援（食事・居住）

注1) 助成の対象事業は、沖縄県共同募金会又は他団体の助成金と併せて実施することはできません。ただし、本会又は他団体の助成を受けていても、経費の明確な区分

が行われることを条件に応募できます。

注2) 地域歳末たすけあい運動の助成（市町村社会福祉協議会助成）と併せての申請はできません。

注3) 備品整備事業及び団体会員・施設利用者の交流事業（忘新年会、プレゼント配布等）は助成対象外です。

注4) 助成事業の対象期間は令和3年12月1日から令和4年2月28日までです。この期間に行われた事業の経費に助成します。

注5) 団体スタッフの人件費・報酬、団体事務所の家賃・水道光熱費は助成対象になりません。ただし、臨時的スタッフ・講師等への報酬、食材等の保管倉庫や活動場所の借り上げ料は対象となる場合がありますので、助成申請書の提出の前にご相談ください。

(2) 小規模離島の要支援高齢者・障害児者・生活困窮世帯等への見舞金支給事業

地域歳末たすけあい運動を実施している小規模離島社会福祉協議会による要支援高齢者や障害児者、生活困窮世帯等への見舞金支給

(3) 児童養護施設入所児童・里親委託児童の措置解除に向けた自立支援金支給事業

児童養護施設入所児童・里親委託児童の進学・就職に伴う支度金支給

5 申請時の提出書類

(1) 非営利団体

- ① 令和3年度NHK歳末たすけあい募金助成交付申請書（様式1）
- ② 役員名簿
- ③ 事業の実施要項（企画書など）

(2) 小規模離島社会福祉協議会

令和3年度NHK歳末たすけあい募金 助成交付申請書（様式2）

(3) 児童養護施設等

令和3年度NHK歳末たすけあい募金 自立支援金申請書（様式3）

6 申請期限 令和3年11月30日（火）

7 事業報告について

- (1) 提出期限 令和4年3月11日（金）

(2) 提出書類 ※各様式は本会 Web サイトよりダウンロードしてください。

提出書類	(1) 非営利団体	(2) 離島社協	(3) 児童養護施設等
助成金使途報告書 (様式4)	○		
〃 (様式5)		○	
〃 (様式6)			○
ありがとうメッセージ (様式7)	○		○
広報(HP,情報誌)掲載承諾書(様式8)	○		○
領収書の写し	○		
原本証明(様式9)	○		
活動状況がわかる写真※	○	○	○
助成金請求書(様式 10-1)	○		
助成金請求書(様式 10-2)		○	○

※ 写真は、デジタルカメラ等のデータファイルを下記アドレス宛てメールでお送りください。離島社協、児童養護施設等については、個人が特定されないようご注意ください。
E:mail : akaihane@okishakyo.or.jp

8 内定通知書交付式予定日の案内

助成の可否については、12月中旬を目途に決定し、各団体へご連絡いたします。助成決定団体については、12月27日(月)午後2時より沖縄県総合福祉センターにおいて「歳末たすけあい募金助成金内定通知書交付式」を執り行いますのでご承知おきください。(※決定団体へは12月中旬までに通知するとともに本会ホームページにも掲載いたしますのでご確認ください。)

9 助成金の交付

(1) 非営利団体

令和4年3月11日(金)までに、助成金請求書(様式10-1)を使途報告書(様式4)等に添えて提出してください。

内定額以上の支出があった場合のみ内定額を助成できます。期間内の支出済額が内定額に満たない場合は、支出済額をご請求ください。

(2) 小規模離島社会福祉協議会

令和3年12月21日(火)までに(様式10-2)「助成金請求書」を提出してください。概算払で交付します。

(3) 児童養護施設等

令和3年12月21日(火)までに(様式10-2)「助成金請求書」を提出してください。概算払で交付します。

10 提出先・問い合わせ

社会福祉法人沖縄県共同募金会

〒903-0804 那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター内

TEL : (098) 882-4353 FAX : (098) 882-4270

E-mail : akaihane@okishakyo.or.jp